

10月よりマイナンバー(個人番号)が記載された 通知カードが送付されます

平成27年10月より、市に住民票を有するすべての方に、1人1つのマイナンバーを記した「通知カード」が世帯ごとに簡易書留で送付されます。通知カードは、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーを確認するための大切な書類です。書類が届きましたら必ずお受け取りください。

また、住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、住民票の異動手続きをお願いします。

※DV・ストーカー行為・児童虐待等の被害者、東日本震災による被災者、一人暮らしで長期間にわたり医療機関・施設に入院・入所されている方など、住民票の住所地で「通知カード」を受け取れない方は、居所に送付することが可能です。

【注意事項】

- ・国外に滞在し、住民票のない方には個人番号は付番されません。
- ・「通知カード」は紙製のカードを予定しており、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載されます。

**マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得にご注意ください。
通知前にマイナンバー制度関係で行政機関等から手続を求めることはありません。**

ご不明な点は

マイナンバーのコールセンター
(全国共通ナビダイヤル)

0570-20-0178

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

最新の情報は

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangouseido/>

マイナンバー

検索



マイナンバー(個人番号)とは?

マイナンバーとは、国内に住民票のある住民一人ひとりに付される12桁の番号です。複数の行政機関がそれぞれで管理している個人情報を、同一人のものであると特定するための社会基盤として導入されます。

なお、マイナンバーは、漏えい等により不正に使われるおそれがある場合を除き、生涯変更されることはありません。

問合せ:市民課 ☎893-4411 内線111・112



国勢調査

いよいよ国勢調査がはじまります。調査へのご協力をお願いします!

9月10日(木)以降、調査員が市内全世帯に対し調査のお願いにお伺いしますので、回答にご協力ください。調査の回答方法はインターネットで回答する「オンライン調査」、または「紙の調査票」の2種類です。

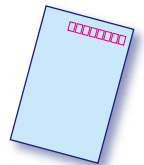
オンライン調査



9月10日(木)以降、調査員がオンライン調査の資料を同封した青色の封筒を配布します。

9月10日(木)～20日(日)までの期間で回答できます。

※オンライン調査で回答した場合は、その時点で調査終了となります。後日調査員がお伺いすることはありません。



宜野湾市ではオンライン調査を推進しています。ぜひ、オンライン調査での回答をお願いします。

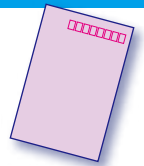
紙の調査票



9月20日(日)までにオンライン調査の回答がなかった世帯に対し、調査員が9月下旬に再度訪問し、紙の調査票を同封した茶色の封筒を配布します。

10月1日(木)～7日(水)までの期間で回答してください。

※紙の調査票での回答は、調査員回収と、郵送回答のいずれかの方法が選べます。



問合せ:企画政策課 統計係 ☎893-4103